

質問及び回答

No.	質問内容			回答
1	実施要領	9.参加意向申出書・応募資格確認書類の提出（1）	提出書類は、それぞれ1部の提出でよろしいですか。	それぞれ1部をご提出ください。
2	実施要領	9.参加意向申出書・応募資格確認書類の提出（1）④	弊社では協定書締結に際し、実印ではなく使用印鑑を用います。指名競争入札参加資格審査の際、使用印鑑を申請していれば使用印鑑届の提出は不要ですか。また、本プロポーザルで提出する様式に使用印鑑を用いることは可能ですか。	既に本市へ使用印鑑届兼委任状を提出済みの場合、あらためての提出は不要です。 使用印鑑届兼委任状を提出済みの場合、提出様式への押印は使用印鑑が使用できます。
3	実施要領	11.企画提案書の提出（5）①	「A3版が必要な場合は折り込むことも可とする」とありますが、A3版を使用した場合は2ページカウントとなりますか。	A3版を使用した場合は2ページでカウントしてください。
4	実施要領	11.企画提案書の提出（5）②	記載すべき事項を網羅していれば、項目（ア）～（ケ）の提案順序の変更は可能ですか。	記載すべき事項を網羅していれば、提案順序は変更していただいて構いません。
5	実施要領	11.企画提案書の提出（5）②（イ）	「広告掲載ページの割合」とは、広告が掲載されたページ数の和ですか。それとも、総ページ数に対する広告面積の和が何ページ相当になるか、ということですか。	「広告掲載ページの割合」ではなく、「行政情報ページ・地域情報ページ・広告掲載ページの割合」となりますので、行政情報ページ、地域情報ページ、広告掲載ページ、それぞれの割合をお示しください。 行政情報・地域情報ページの下部に広告枠を設けるなど、ページ数の和による割合の算出が難しい場合は、総ページ数に対する行政情報ページ・地域情報ページ・広告掲載ページの面積が何ページ相当になるかで算出頂き、割合をお示しくださいますようお願いします。
6	実施要領	11.企画提案書の提出（5）③（イ）	デザイン見本について、「a～cの順に並べて綴じてください」とありますが、中綴じ冊子の規格で提出しても良いですか。※製本方法は異なりますが、実際の仕上がりをイメージしやすい形態で提出したいと考えます。	中綴じ冊子の規格で構いません。

No.	質問内容			回答
7	実施要領	12.選定審査会の開催 (2)	プレゼンテーションの出席者名簿は、参加意向申出書等（1月13日〆切分）と同時に提出するのでしょうか。それとも、企画提案書等（1月23日〆切分）と同時に提出するのでしょうか。	企画提案書等（1月23日〆切分）と同時にご提出をお願いします。
8	実施要領	14.評価、選定に関する留意事項 (8)	実施要領「11.企画提案書の提出（5）②」に則り企画提案書を作成した場合、企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。そのため、企画提案書は、木更津市情報公開条例 第7条（2）に規定される『競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるもの』に該当する文書として非公開を要望することは可能ですか。	<p>企画提案書に公開されると競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える部分がある場合、企画提案書の提出時に、具体的な箇所（「対象文書中の○ページの○行目の「○○」の記述」）と公開されると競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える理由を添え申し出ることは可能です（様式任意）。</p> <p>ただし、木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号。以下「情報公開条例」という。）は、『地方自治の本旨に即し、情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する理解を深め、市民参画の市政を推進し、もって市民生活の向上に資することを目的とする』と定めており、情報公開条例により市民等からの情報開示請求に対し市の実施機関は、保有する情報を原則的に開示すべきことを前提としています。</p> <p>そのため、非公開の要望がなされた場合であっても、不開示部分についての判断は、情報公開条例第7条各号（開示しないことができる情報）又は第8条各号（開示してはならない情報）に該当すると市の実施機関が判断した部分に限り、不開示といたします。</p>
9	仕様書	2.印刷物の仕様・数量 ⑦4.納入物の引渡し (3)	印刷部数72,000部に対し引渡し部数は71,500部とありますが、残部500部については、広告掲載者への見本誌提供分という解釈でよろしいですか。	お見込みのとおりです。500部は広告掲載者への提供分です。
10	仕様書	4.納入物の引渡し(2) (3)6.業務内容 (4)	引渡し部数について、印刷物71,500部を指定の庁舎2箇所へ納品する旨の記載がありますが、71,500部のうち全世帯配布分については、直接配布業者に納品することは可能でしょうか。	可能です。引渡し部数71,500部のうち、全世帯配布分については、直接配布していただき、余剰分を庁舎2か所へ納品お願いたします。
11	仕様書	6.業務内容 (4)	業務の一部再委託として、配布業務のみ再委託することは可能ですか。	可能です。

No.	質問内容			回答
12	仕様書	6.業務内容 (4)	市が指定する納品場所とは、「4.納入物の引き渡し(2)」に記載がある2箇所（駅前庁舎および朝日庁舎）という認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書	7.広告の掲載 (3)	「行政情報および地域情報と広告が明確に区別できるように掲載すること」とあります。弊社は、広告の配置場所として、掲載記事の下部等を考えています。掲載情報と広告との明確な区分に配慮したデザインであれば、記事下部への広告掲載は可能ですか	掲載情報と広告との明確な区分に配慮したデザインをして頂ければ記事下部への広告掲載は可能です。
14	仕様書	9.編集方法 (3)	色校正はデジタルコンセンサス（簡易校正）で良いですか。	色校正はデジタルコンセンサス（簡易校正）で構いません。
15	仕様書	13.印刷物の配布 (4)	「配布漏れがあった場合は、速やかに配布を行うこと」とありますが、未配布対応は、全世帯配布完了から1箇月を想定しております。その期間内での対応という認識で良いですか。	全世帯配布完了から1箇月の想定で構いません。